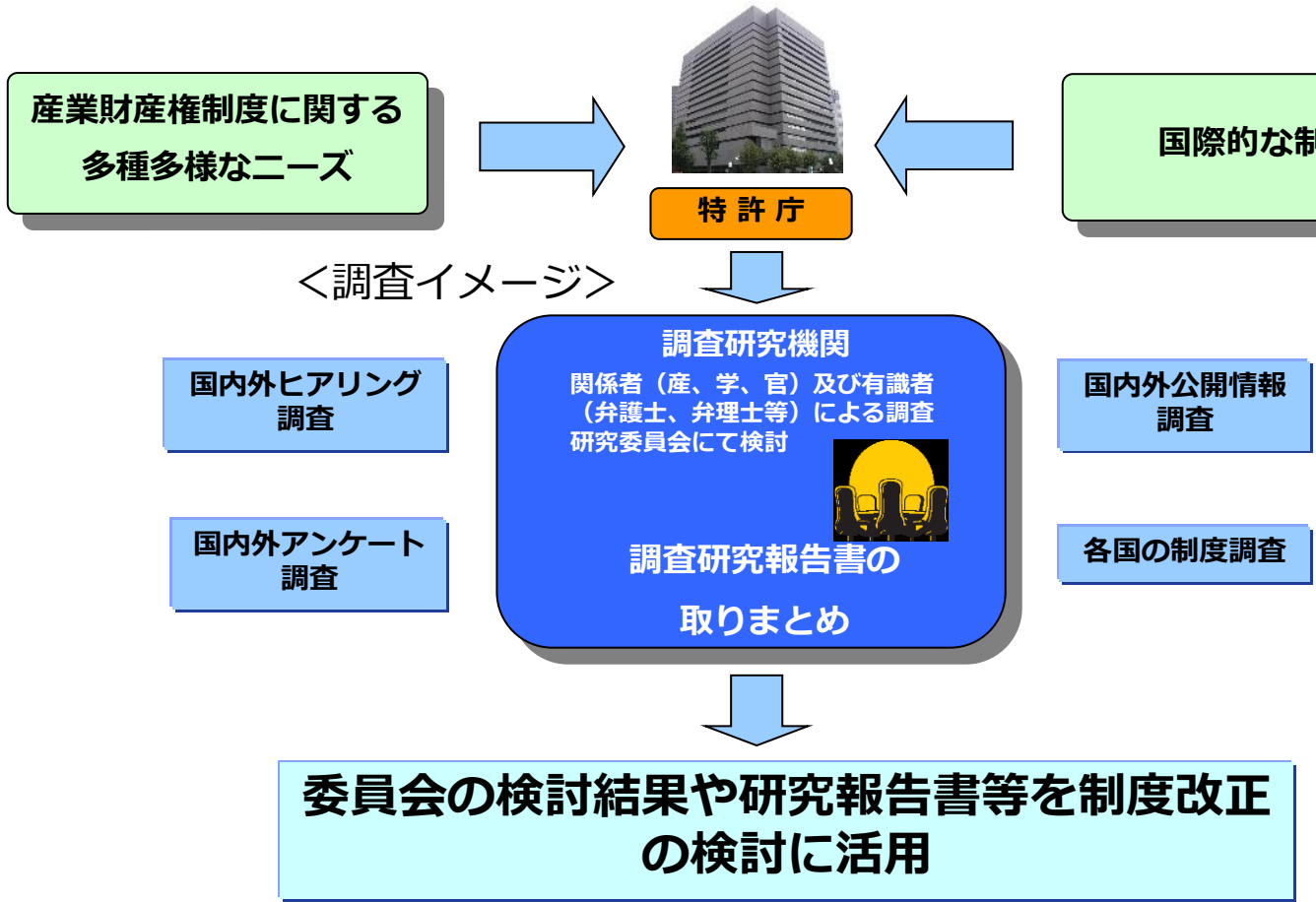


海外大学における知財収入の分析 及び技術移転活動に関して

- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



<詳細について>
本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和7年度研究テーマ一覧「海外大学における知財収入の分析及び技術移転活動に関する調査研究報告書」をご参照ください。
URL:<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

<お問い合わせ先>
経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL : 03-3581-1101 (内2152)

調査の俯瞰図

背景

我が国大学の知財収入を米国等の他国大学と比較すると、特許登録件数の差に対して、知財収入の差が大きいことが指摘されている。

大学知財の社会実装機会の最大化を図るうえで、当該差の要因についての調査・分析が求められた。

目的

知財収入差の実態と背景的要因について、大学へのヒアリングをもって整理する。

併せて、日本の大学の技術移転における課題についても聴取し、国内外における技術移転のベストプラクティスを整理のうえ、事例集として公開する。

■ デスクトップ調査

対象：文部科学省 産学連携実施状況調査, AUTM STATT(ほか、各種公開情報)

■ 委員会

委員長：渡部 俊也 国立大学法人
東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部）

委員：5名（委員長 含め）

■ 国内ヒアリング調査

対象：大学の技術移転や知財を管掌する部門, 技術移転を専門とする組織
計11件

■ 海外ヒアリング調査

対象：大学の技術移転や知財を管掌する部門, 技術移転を専門とする組織
計28件

まとめ

公開情報調査・ヒアリング調査の調査結果、および、委員会での議論を踏まえた報告書と事例集の取りまとめを行った。

- 1. 本調査研究の背景・目的**
- 2. 本調査研究の実施方法**
 - 2.1. デスクトップ調査
 - 2.2. 国内ヒアリング調査
 - 2.3. 海外ヒアリング調査
 - 2.4. 委員会による検討
- 3. 調査結果**
 - 3.1. 日米の知財収入差
 - 3.2. 技術移転の課題とプラクティス
- 4. まとめ**

背景

我が国が熾烈なグローバル競争に勝ち残るには、大学を含むステークホルダーの協調関係の下で、大学知財の活用を通じてエコシステムを発展させ、大学知財の社会実装機会の最大化を図ることが重要である。その一方で、我が国大学の知財収入を米国等の他国大学と比較すると、特許登録件数の差に対して、知財収入の差が大きいことが指摘されている。知財収入の差については、例えば、大学の技術移転活動のプラクティスの相違、大学の訴訟提起に関する考え方の相違等様々な要因が考えられ、今後我が国大学が、他国大学の技術移転活動を参考にすることにあたって、当該差の詳細な分析が必要である。

また、産学連携のグローバル化が進むにつれて、大学知財の海外企業への社会実装に注力する大学が近年散見され、これらの大学の技術移転活動事例を収集して公表することは、他の大学にとって有益である。

目的

そこで、本調査研究では、我が国大学と他国大学との知財収入の差を詳細に分析し、我が国大学の技術移転活動について検討する際の基礎資料を提供することを目的とする。また、我が国大学における海外企業への技術移転活動等の事例を収集して公表することで、他の大学の参考とすることを目的とする。

- 国内外のデスクトップ調査は、日本および米国における知財収入差の実態に関わる各種指標の確認、ならびに諸外国等におけるヒアリング対象大学の選定に資する基礎情報の収集を目的として実施した。
- 本調査における定量分析においては、日本のデータとして文部科学省「令和4年度大学等における産学連携等実施状況調査」における知財収入を、米国のデータとして「AUTM STATT」における2022年のGross License Income（ライセンス収入総額）を用いた。なお、日米の比較可能性を高めるため、米国のデータからは病院および独立した研究機関法人を除外し、大学のみを抽出して集計を行っている。
- なお、本調査を通じ、日米の為替については日銀公開資料より東京市場の「ドル・円スポット17時時点/月中平均」を年平均に置き換え、各年に当てはめて日米の収入差とした。

- 日米の知財収入差について、デスクトップ調査の結果をもって、考えられる要因の仮説を整理のうえで、国内大学へのヒアリングを実施し仮説を検証した。
- また、日本の大学へのヒアリングの中で技術移転活動の課題を収集し、日本も含め米国・諸外国等へのヒアリングの中で課題に対応するプラクティスについて収集した。

ヒアリングを実施した組織（国内）

分類	組織
技術移転機関	A機関
知財収入上位の国立大学	B大学
	C大学
	D大学
	E大学
	F大学
	G大学
知財収入上位の工業大学	H大学
	I大学
知財収入上位の私立大学	J大学
	K大学

- 日米の知財収入差について、デスクトップ調査の結果をもって、考えられる要因の仮説を整理のうえで、米国・諸外国等の大学へヒアリングを実施し仮説を検証した。
- また、日本の大学へのヒアリングの中で技術移転活動の課題を収集し、日本も含め米国・諸外国等へのヒアリングの中で課題に対応するプラクティスについて収集した。

ヒアリングを実施した組織（米国）

分類	組織
技術移転機関	A機関
知財収入上位の私立大学	B大学
	C大学
	D大学
	E大学
	F大学
知財収入上位の工科大学	G大学
	H大学(私立)
知財収入中位の工科大学	I大学(州立)
知財収入中位の州立大学	J大学
	K大学

ヒアリングを実施した組織（諸外国等）

分類	組織
欧州	A機関
オーストラリア	B機関
	C大学
	D大学
ドイツ	E機関
	F大学
	G大学
フランス	H機関
	I大学
韓国	J機関
シンガポール	K大学
台湾	L大学
イギリス	M大学
	N機関
スイス	O大学
	P大学
オランダ	Q大学

- 委員会は3回にわたり開催した。デスクトップ調査やヒアリング結果をもって、日米の知財収入差の要因や、国内大学の課題、大学にとってのプラクティス、事例集の取りまとめ方針等について議論を行った。

所属	委員氏名 (50音順)
国立大学法人東海国立大学機構	鬼頭 雅弘
国立大学法人北海道大学	寺内 伊久郎
一般財団法人 知的財産研究教育財団	中村 栄
株式会社東京大学TLO	本田 圭子
国立大学法人東京科学大学	渡部 俊也 (委員長)

3. 1. 日米の知財収入差

- 日米の比較を行った結果、2022年時点において、米国の大学における知財収入規模は約4,161億円であるのに対し、日本の大学は約65億円であり、その差は約64倍に達することが明らかとなった。

データ年 (年、年度)	日本の知財収入 (千円)	米国大学に絞った知財収入額 (Gross License Income) (千円)	日米知財収入差 (日本を1とした倍数)
2016	3,554,061	229,556,911	64.6
2017	4,289,192	251,064,370	58.5
2018	5,943,160	191,503,173	32.2
2019	5,144,906	235,208,503	45.7
2020	5,558,803	209,847,909	37.8
2021	6,105,092	226,960,940	37.2
2022	6,509,179	416,121,975 (うちペンシルバニア大学の知財収入 165,348,192 (39.7%))	63.9
2023	8,205,580	414,627,711 (うちペンシルバニア大学の知財収入 162,324,928 (39.1%))	50.5

注)各年の平均為替取引レートをもとに米ドルを日本円に換算

文科省のデータは年度、AUTMのデータは通年であるため、データの対象期間は厳密に一致しない

出所:AUTM STATT, 令和4年度 産学連携実施状況調査 調査実績, 日本銀行「主要時系列統計データ表」より作成

- 本調査においては、国内外の大学に対するヒアリングを通じて、ライセンス契約実務などの現場における具体的な課題を明らかにするとともに、それら乗り越えるための先進的な取り組み事例を収集し、事例集を作成した。以下はその概観を抜粋したものである。

課題	プラクティス	紹介事例
 <p>展示会等への出展を行っているものの、具体的なライセンス契約の獲得に結びつかない</p>	<p>展示会等の戦略的活用</p>	<p>事例①：ターゲット絞込とイベント継続参加による接点創出</p> <p>事例②：企業連携による知財の束化と海外SUへの譲渡</p>
 <p>限られた予算の中で、海外出願すべき特許を選別する判断基準が明確に定まっておらず、費用対効果の高い予算の配分・活用ができない</p>	<p>出願特許選別を支える組織体制・戦略</p>	<p>事例③：事業化視点を取り入れた出願審査基準の導入</p> <p>事例④：中期計画に基づく優先領域選定と出願前市場調査</p>
 <p>技術の価値評価やライセンス条件交渉に多大な時間・工数を要している。また、契約締結後の履行確認が不足しており技術移転の効果や収益性の担保が難しい</p>	<p>契約交渉の迅速化と契約後の運用管理</p>	<p>事例⑤：研究フェーズ別契約雛形の活用による交渉効率化</p> <p>事例⑥：企業属性に応じたライセンス条件の最適化</p> <p>事例⑦：標準契約書公開とSUの成長に応じた契約の推奨</p> <p>事例⑧：契約締結後の厳格な管理・フォロー体制の構築</p>
 <p>共同研究成果の多くが企業との共有特許となり、大学単独での特許権行使や戦略的活用が制約を受けている</p>	<p>大学単独保有を原則とする知財マネジメントの推進</p>	<p>事例⑨：共同研究時の単独保有の必要性に関する教員周知</p> <p>事例⑩：共同研究交渉時の大学帰属条項の積極的な提示</p> <p>事例⑪：大学単独保有原則と上乗せ資金に応じた権利の付与</p>
 <p>特許のマーケティングや企業との交渉等を担う専門人材の確保が難しい</p>	<p>リソースプーリング（外部専門人材の戦略的活用）</p>	<p>事例⑫：連携による共有IPポータル運営と横断的販促</p> <p>事例⑬：シェアードサービスによる専門家リソースの集約</p> <p>事例⑭：外部PF活用による研究者とビジネス人材の組成</p> <p>事例⑮：知財価値算定の外部委託による客観的評価の実施</p>

• 1. 日米の知財収入差の実態

本調査における定量分析の結果、日米の大学間には知財収入総額において**約64倍（2022年時点）**という開きが存在することが確認された。

この差について詳細な分析を行ったところ、比較条件を単独保有知財に限定した場合においても、なお大きな**「ライセンス単価差」**が存在すること、および収入経路別では特に**「ランニングロイヤリティ収入」**の絶対額において決定的な差があることが明らかとなった。

• 2. 知財収入差を構成する要素と要因

日米間の研究者数や特許出願件数といった基礎的な研究開発規模の差は数倍程度に留まり、知財収入に見られる数十倍の開きを説明する主要因ではないことが確認された。

ヒアリング調査等の結果、日米差の要因は、米国大学が知財をポートフォリオとして構築し価値を高める戦略性や、契約締結後のモニタリング・監査を通じて実効性を厳格に担保する管理体制といった、**技術移転活動における取り組みの違い**にあることが示唆された。

• 3. 日本の技術移転における課題とプラクティス

そんな中で日本の大学は、**「少ない単願特許」**や**「対価設定根拠の不足」**、**「専門人材の不足」**といった課題に直面していることが明らかとなった。

これに対し、本調査では国内外の調査を通じて、これらの課題解決に資する先進的な取り組み（プラクティス）を収集・体系化した。監査権の活用やスタートアップ・フレンドリーな契約設計といったプラクティスは、日本の大学にとっても対価獲得能力を向上させるための具体的な指針となり得るものである。

• 4. 本調査における示唆

日米の知財収入差という事実は、技術移転活動に「伸びしろ」が残されていることを示唆する。

技術移転活動を大学経営におけるリソース循環の中で俯瞰して捉え、適切な活動の設計や投資、評価が行われることで、活動としての更なる改善余地を示すものであった

禁無断転載

令和7年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究
海外大学における知財収入の分析
及び技術移転活動に関して
(要約版)
令和8年2月

請負先
株式会社野村総合研究所
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ